

粗大ごみ

町の指定ごみ袋に入りきらないものが粗大ごみの扱いになります。

そのままの形では入りきらないものでも、壊したり折ったりして指定袋に入れば燃えるごみとして収集します。
ただし、処理困難物は持込できません。

燃えないごみ系の粗大ごみ



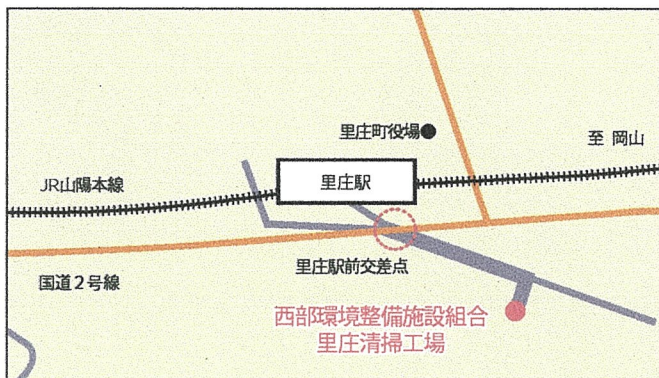
搬入許可書が必要です。

◇処理場へ自分で直接搬入する方法



搬入できる曜日	搬入可能時間	搬入方法
毎週月・水曜日 (祝日を除く)	8:30~12:00	町民課へ粗大ごみを積んで来ていただき、搬入許可書を受け取った後、井笠広域資源化センターへ
毎月第4日曜日	8:30~12:00	
	13:00~15:00	

●燃えるごみ系の粗大ごみ搬入場所



●燃えないごみ系の粗大ごみ搬入場所



※ 木製のタンス・家具類の搬入も可能です。

◇例外として収集を行うもの

※ 燃えないごみ系の粗大ごみのうち、次の品目に限って毎月15日~20日(朝)の間に出すことで、月末までに回収しています。(収集日不定期) ごみステーションの中ではなく、横に出してください。
この品目以外のものは収集できませんので、処理場へ直接搬入してください。

収集を行うもの(次の品目に限ります。)

<p>小型家電製品</p> <p>電池を抜いてください。</p>	<p>自転車</p> <p>貼紙等でごみであることを表示をしてください。</p>	<p>石油ファンヒーター・ストーブ</p> <p>灯油と電池を抜いてください。</p>
----------------------------------	--	---